

ジョイフル・ファミリー観音台

重要事項説明書



重要事項説明書

記入年月日	令和7年5月1日
記入者	岡本 慎二
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

種類	個人 / 法人	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	(ふりがな) じょいふる・ふぁみりーかぶしきかいしゃ ジョイフル・ファミリー株式会社	
主たる事務所の所在地	〒737-0822 広島県呉市築地町6番6号	
連絡先	電話番号	0823-36-7443
	FAX番号	0823-36-7448
	ホームページアドレス	http://www.joyful-family.jp/
代表者	氏名	山口 進也
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和・ 平成 15年 3月 1日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホームの概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) じょいふる・ふぁみりーかんのんだい ジョイフル・ファミリー観音台	
所在地	〒731-5157 広島県広島市佐伯区観音台三丁目5番1号	
主な利用交通手段	最寄駅	JR山陽本線 五日市駅
	交通手段と所要時間	①バスの利用の場合 ・五日市駅(乗車20分)または 広島バスセンター(乗車50分)より 広電バス『東観音台』行 「東観音台団地」停留所で下車、徒歩2分 ②自動車利用の場合 ・西広島バイパス五日市にてバイパスを降り 羽出石交差点を湯来方面へ、城南南信号機 左折し観音台2丁目信号機右折。 東観音台バス停すぐを左折直進200m
連絡先	電話番号	082-943-6303
	FAX番号	082-943-0370
	ホームページアドレス	http://www.joyful-family.jp/
管理者	氏名	岡本 慎二
	職名	施設長(管理者)
建物の竣工日		昭和・ 平成 15年 2月 28日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・ 平成 15年 3月 1日

(類型)

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
3 住宅型		
4 健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	3470203781
	指定した自治体名	広島県
	事業所の指定日	平成 15年 3月 1日
	指定の更新日（直近）	令和 3年 3月 1日

3 建物概要

土地	敷地面積	3459.00㎡	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
		契約期間	1 あり (年 月 日～ 年 月 日) 2 なし
契約の自動更新	1 あり 2 なし		
建物	延床面積	全体	1643.90㎡
		うち、老人ホーム部分	1643.90㎡
	耐火構造	1 耐火建築物	
		2 準耐火建築物	
		3 その他 ()	
	構造	1 鉄筋コンクリート造	
		2 鉄骨造	
		3 木造	
		4 その他 ()	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物	
2 事業者が賃借する建物			
抵当権の設定		1 あり 2 なし	
契約期間		1 あり (年 月 日～ 年 月 日) 2 なし	
契約の自動更新		1 あり 2 なし	

居室の状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少			人部屋	
	最大			人部屋		
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有 / 無	有 / 無	14.55 m ²	49	介護居室個室
	タイプ2	有 / 無	有 / 無	m ²		
タイプ3	有 / 無	有 / 無	m ²			
タイプ3	有 / 無	有 / 無	m ²			
タイプ4	有 / 無	有 / 無	m ²			

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における便房	5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	4ヶ所
	共用浴室	2ヶ所	個室	1ヶ所
			大浴場	1ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	ヶ所	チェアー浴	ヶ所
		ヶ所	リフト浴	ヶ所
		1ヶ所	ストレッチャー浴	1ヶ所
ヶ所		その他 ()	ヶ所	
食堂	① あり	2 なし		
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり	② なし		
エレベーター	1 あり (車椅子対応)	② あり (ストレッチャー対応)	3 あり (上記1・2に該当しない)	4 なし
消防用設備等	消火器	① あり	2 なし	
	自動火災報知設備	① あり	2 なし	
	火災通報設備	① あり	2 なし	
	スプリンクラー	① あり	2 なし	
	防火管理者	① あり	2 なし	
	防災計画	① あり	2 なし	
その他	火災通報装置の自動火災通報装置連動設備あり			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	伝えよう、頂こう『ありがとう!』
サービスの提供内容に関する特色	24時間看護/介護職員常駐、個々のニーズに沿ったサービス提供
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 ② 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算 (I)	① あり 2 なし
	生活機能向上連携加算 (I) (II)	1 あり ② なし
	夜間看護体制加算 (I)	① あり 2 なし
	ADL維持等加算 (I) (II)	1 あり ② なし
	若年性認知症入居者受入加算	① あり 2 なし
	協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携)	① あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算	1 あり ② なし
	科学的介護推進体制加算	1 あり ② なし
	退院・退所時連携加算	① あり 2 なし
	退去時情報提供加算	① あり 2 なし
	看取り介護加算 (II)	① あり 2 なし
	認知症専門ケア加算 (I) (II)	1 あり ② なし
	高齢者施設等感染対策向上加算 (I) (II)	1 あり ② なし
	新興感染症等施設療養費	1 あり ② なし
	個別機能訓練加算 (I)	① あり 2 なし
	生産性向上推進体制加算 (I) (II)	1 あり ② なし
	サービス提供体制強化加算 (II)	① あり 2 なし
基本報酬と上記加算により算定	介護職員等処遇改善加算 (I)	① あり 2 なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(介護・看護職員の配置率)
		2.4 : 1
	2 なし	

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 1 救急車の手配 <input type="checkbox"/> 2 入退院の付き添い <input type="checkbox"/> 3 通院介助 <input type="checkbox"/> 4 その他 (24時間看護職員常駐)	
協力医療機関	1	名称	たかいしクリニック
		住所	広島市佐伯区坪井1-21-43
		診療科目	内科、消化器科
		協力内容	往診対応。休日及び夜間緊急時の受診協力
	2	名称	JA広島総合病院
		住所	廿日市市地御前1-3-3
		診療科目	総合病院
		協力内容	各診療の外来対応、入院応需
	3	名称	一陽会 原田病院
		住所	広島市佐伯区海老山町7-10
		診療科目	内科、腎臓内科（人工透析）、整形外科等
		協力内容	各診療の外来対応、入院応需
	4	名称	梶川病院
		住所	広島市西区天満町
		診療科目	内科、外科、泌尿器科、神経内科、整形外科他
		協力内容	各診療の外来対応
	5	名称	西広島リハビリテーション病院
		住所	広島市佐伯区三宅6-265
		診療科目	内科、整形外科、脳神経外科
		協力内容	各診療の外来対応
協力歯科医療機関	名称	みずほ会 清水歯科医院 併設 訪問歯科診療部	
	住所	広島市中区八丁堀7-2 5階	
	協力内容	訪問診療	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 ()	
判断基準内容		
手続きの内容		
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取り扱い		
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし
	便所の変更	1 あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり 2 なし
	台所の変更	1 あり 2 なし
	その他の変更	1 あり 2 なし
	(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり 2 なし
	要支援の者	1 あり 2 なし
	要介護の者	1 あり 2 なし
留意事項	①身元引受人の選定 ②身元引受人は利用料支払いについて責務を連携 ③契約解除の場合の身柄の引き取り ④サービスの相談、緊急時の協力	
契約の解除の内容	①1ヶ月以上の予告期間の設定 ②入居者の死亡 ③契約書等に虚偽の記載 ④利用料支払の遅滞 ⑤他者への迷惑行為 ⑥医療面での対応困難	
事業主体から解約を求める場合	解除条項	入居契約書 第29条 第1項
	解約予告期間	1ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	1 あり (内容: 1泊2日 料金: 5,000円 (税込)) 食費別途要 (1日3食 料金: 1,900円 (税込))	
	2 なし	
入居定員	49人	
その他		

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること
 (同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません。)

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1.0
生活相談員	2	1	1	1.2
直接処遇職員	23	18	5	19.7
介護職員	15	13	2	13.3
看護職員	8	5	3	6.4
機能訓練指導員	2	1	1	1.1
計画作成担当者	1	0	1	0.2
栄養士	0	0	0	0.0
調理員	0	0	0	0.0
事務員	2	1	1	1.4
その他職員	0	0		0.0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ^{※2}				40
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が常勤すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	1	1	0
介護福祉士	14	10	4
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	2	0	2
介護支援専門員	5	4	1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	8	5	3
理学療法士	0	0	0
作業療法士	1	1	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復師	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時30分～ 翌9時30分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	1人	1人
介護職員	1人	1人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1以上
		b 2 : 1以上
		c 2.5 : 1以上
		d 3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.4 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務 (生活相談員)				① あり 2 なし						
	業務に係る資格等		① あり								
			資格等の名称		社会福祉士 介護支援専門員						
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		1	1	6	0	0	0	0	0	0	1
前年度1年間の退職者数		1	1	5	0	0	0	0	0	0	1
業務に従事した経験年数に応じた職員の数	1年未満	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0
	10年以上	4	3	7	0	1	1	0	0	0	1
	従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし						

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	① 権利権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借家方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い方式・一部月払い方式	
	③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式をすべて 選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い方式・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取り扱い	1 減額なし	
	② 日割り計算で減額	
	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の 改定	条件	物価、人件費及び公共料金の変動等を勘案
	手続き	運営懇談会等にて説明し変更

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入所者の状況	要介護度	要支援1	要介護5	
	年齢	95歳	86歳	
居室の状況	床面積	14.55㎡ (1階 東側)	14.55㎡ (2階)	
	便所	① あり 2 なし	① あり 2 なし	
	浴室	1 あり ② なし	1 あり ② なし	
	台所	1 あり ② なし	1 あり ② なし	
入居時点で必要な費用	事務手数料	77,000円	77,000円	
	敷金	102,000円	102,000円	
月額費用の合計		199,991円	226,151円	
家賃		60,000円	62,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 ^{※1} の費用(負担割合1割)	6,991円	31,151円	
	介護保険外 ^{※2}	食費	57,000円	57,000円
		管理費	46,000円	46,000円
		介護費用		
		水光熱費	30,000円	30,000円
	その他			

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	1階西側：5,8000円 1階東側：60,000円 2階全室：62,000円 建築費及び借入金額により算定
敷金	102,000円
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	46,000円 共用設備等の維持管理費
食費	57,000円 【内訳】 朝食：600円 昼食：650円 夕食：650円喫食数に応じ請求 厨房委託費及び食材料料費等により算定 (30日計算)
光熱水費	30,000円 居室及び共有設備の水光熱費 過去の実績を基に算定
利用者の個別的な選択による サービス利用料	別添2参照
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能)

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣の定める基準による
特定施設入居者生活介護※に対する人員配置が手厚い 場合の介護サービス (上乘せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間 (償却年月数)	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて 受領する額 (初期償却額)	円
初期償却率	
返還金の 算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の 保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
	5 その他 (名称 :)

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	15人
	女性	34人
年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	7人
	85歳以上	40人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	1人
	要支援2	0人
	要介護1	6人
	要介護2	6人
	要介護3	7人
	要介護4	17人
	要介護5	12人
入居期間別	6ヶ月未満	7人
	6ヶ月以上1年未満	9人
	1年以上5年未満	22人
	5年以上10年未満	7人
	10年以上15年未満	2人
	15年以上	2人

(入居者の属性)

平均年齢	89.6歳
入居者数の合計	49人
入居率 [※]	100%
<p>※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在になっている者も入居者に含む。</p>	

(前年度における退去者数の状況)

退去先別の人数	自宅等	3人
	社会福祉施設	2人
	医療機関	1人
	死亡者	13人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
	(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	5人
	(解約事由の例) 他施設等への転居希望、家族宅へ転居	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は端を増やして記入すること。

窓口の名称	ジョイフル・ファミリー観音台 担当：生活相談員	
電話番号	082-943-6303	
対応している時間	平日	8:30～17:30
	土曜	8:30～17:30
	祝日	8:30～17:30
定休日	土曜日／日曜日／祝日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 賠償責任保険 (あいおいニッセイ同和損害保険)
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応	① あり	(その内容) 入居契約書「第4章 第27条」に基づく
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み状況	① あり	実施日	令和6年7月1日
		結果の開示	① あり 2 なし
2 なし			
第三者委員会による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
	② 入居希望者に交付 (入居契約時)
	3 公開していない
管理規定	1 入居希望者に公開
	② 入居希望者に交付 (入居契約時)
	3 公開していない
事業収支計画書	① 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	③ 公開していない

運営懇談会	① あり		(開催頻度) 年 1回
	2 なし		
	1 代替措置あり	(内容)	
	2 代替措置なし		
高齢者虐待防止のための取組の状況	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的開催	① あり	2 なし
	指針の整備	① あり	2 なし
	研修の定期的な実施	① あり	2 なし
	担当者の設置	① あり	2 なし
身体的拘束等廃止のための取組の状況	身体拘束適正化委員会の開催	① あり	2 なし
	指針の整備	① あり	2 なし
	研修の実施	① あり	2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体拘束、その他の入居者の行動を制限する行為 (身体的拘束等)	① あり	2 なし
		1 ありの場合	① あり
身体拘束等を行う場合の態様、及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録			
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	① あり	2 なし
	災害に関する業務継続計画 (BCP)	① あり	2 なし
	従業員に対する周知の記録	① あり	2 なし
	定期的な研修の実施	① あり	2 なし
	定期的な訓練の実施	① あり	2 なし
	定期的な見直し	① あり	2 なし
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:)		
	② なし		
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし		
	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律23条の規定により、届出が不要		
高齢者の居住の安定確保に関する法律5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり	登録番号	広島市第 号
		登録年月日	平成 年 月 日
	2 なし		

広島市有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり
	2 なし
	合致しない事項がある場合の内容
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置・将来の改善計画）
	(内容)
	2 適合していない
広島市有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

添付資料：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）

別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

別紙1（1）（身体拘束その他の行動制限廃止の指針）

別紙1（2）（高齢者虐待防止の指針）

別紙1（3）（事故防止に関しての指針）

別紙2（施設内での重度化した場合における対応に係る指針）

別紙3（算定加算について）

※ _____ 様

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明・同意を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が広島市で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		事業所の名称		所在地	
<居宅サービス>					
訪問介護	あり	なし			
訪問入浴介護	あり	なし			
訪問看護	あり	なし			
訪問リハビリテーション	あり	なし			
居宅療養管理指導	あり	なし			
通所介護	あり	なし			
通所リハビリテーション	あり	なし			
短期入所生活介護	あり	なし			
短期入所療養介護	あり	なし			
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ジョイフル・ファミリー観音台	広島市佐伯区観音台3-5-1	
福祉用具貸与	あり	なし			
特定福祉用具販売	あり	なし			
<地域密着型サービス>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし			
夜間対応型訪問介護	あり	なし			
認知症対応型通所介護	あり	なし			
小規模多機能型居宅介護	あり	なし			
認知症対応型共同生活介護	あり	なし			
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし			
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	あり	なし			
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし			
居宅介護支援	あり	なし			
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問介護	あり	なし			
介護予防訪問入浴介護	あり	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし			
介護予防短期入所生活介護	あり	なし			
介護予防短期入所療養介護	あり	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	ジョイフル・ファミリー観音台	広島市佐伯区観音台3-5-1	
介護予防福祉用具貸与	あり	なし			
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし			
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし			
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし			
介護予防支援	あり	なし			
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	あり	なし			
介護老人保健施設	あり	なし			
介護療養型医療施設	あり	なし			

別添2 介護サービス等の一覧表

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス		特定施設入居者生活介護費、各種一時金、月額の利用料等で、実施するサービス		別途利用料を徴収した上で、実施するサービス		備考	利用料金
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	介護又は療養上の都合以外での居室での喫食については、別途料金要。	1,650円(税込)/0.5時間
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
おむつ代					なし	あり	別途料金要。	施設が定める料金による。
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	なし	あり	週3回以上は別途料金要。	1,650円(税込)/1回
特浴介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	週3回以上は別途料金要。	1,650円(税込)/1回
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	冠婚葬祭など、特別に時間のかかる着替え等については、別途料金要。	1,650円(税込)/0.5時間
機能訓練	なし	あり	なし	あり	なし	あり	特別に理学療法士や作業療法士等のリハビリが必要な場合は、ご相談ください。	要相談
通院介助（たかいクリニック）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
通院介助（協力医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	受診時の付添介助は別途料金要。	1,650円(税込)/0.5時間
通院介助（協力医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	通院に係る全ての付添介助は別途料金要。	1,650円(税込)/0.5時間
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり	なし	あり	週2回以上の清掃については、別途料金要。	委託業者と要相談
リネン交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	1週間に2回以上のリネン交換については、別途料金要。	クリーニング代実費
日常の洗濯（水洗い・業者）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	1週間に3袋以上は別途料金要。	610円(税込)/袋
日常の洗濯（水洗い・施設）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	1週間に2回以上の洗濯については、別途料金要。	1,650円(税込)/1回
日常の洗濯（ドライ）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	別途料金要。	実費要
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	なし	あり	原則、介護又は療養上の都合での居室配膳のみ無料に対応。	要相談
入居者の嗜好に応じた特別な食事					なし	あり	酒類等別途料金要。	実費要
間食					なし	あり	当施設メニューに限ります。	
理美容師による理美容サービス					なし	あり	別途料金要。	実費要
買い物代行	なし	あり	なし	あり	なし	あり	別途料金要。	1,650円(税込)/0.5時間+実費
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	なし	あり	行政書士・司法書士・弁護士・税理士に依頼した方が、良いと施設長が判断した場合は、ご相談又はご紹介いたします。時間を非常に要する場合は料金要。ご相談致します。	要相談
金銭・貯金管理					なし	あり	原則、行いません。成年後見人制度の利用をお勧め、ご紹介いたします。	
健康管理サービス								
定期健康診断					なし	あり	別途料金要。年に1回程度必要に応じて実施	実費要
健康相談	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	なし	あり	管理栄養士による居宅療養管理指導が必要な場合は、かかりつけ医と相談し管理栄養士を使用している事業所への料金要。	
服薬指導	なし	あり	なし	あり	なし	あり	薬剤師による、居宅療養管理指導については、別途薬局への料金要。	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	原則、必要ありません。ただし、当施設で閲覧する以外での目的で利用される場合は、別途料金要。（使用目的による。）	1,650円(税込)/0.5時間
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	なし	あり	緊急時は無料。	1,650円(税込)/0.5時間
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	なし	あり	別途料金要。	1,650円(税込)/0.5時間
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	なし	あり		

別紙1 (1)

「身体拘束その他の行動制限廃止」の指針

●介護付有料老人ホームジョイフル・ファミリー観音台は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により入居者の行動を制限しません。

●緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て身体拘束を実施します。

1 身体拘束適正化委員会の設置

- 1) 委員：施設長、施設マネージャー、計画作成担当者、生活相談員、介護リーダー
- 2) 開催：身体拘束の必要性に応じて開催

2 身体的拘束等の必要性を判断するための具体的基準

- 1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
＜判断基準＞
「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと。
＜判断基準＞
「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
＜判断基準＞
「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束期間を想定する必要がある。 ※) 委員会にて、慎重に検討した結果、上記3要件を満たし「やむを得ない場合」と判断された場合に限り、施設長指示にもとづき下記の手続きに移る。

3 利用者、家族への説明

家族または代理人等に連絡し面談する。(記録1)「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき生活相談員等が詳細な説明を行う。家族等の十分な理解と同意を得る。記録1に署名捺印を求める。

4 介護記録への記載

実際に身体拘束をおこなう場合は、様態、時間、心身の状況、等を記録する。

5 拘束解除を目標とした継続的カンファレンス

身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に身体拘束適正化委員会において継続的カンファレンスを行い、検討する。

6 身体的拘束解消後の検証

解消後の身体的拘束等の妥当性について身体拘束適正化委員会において検証作業を実施し、その記録を保存する。

7 身体的拘束等の適正化

- ・適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について全職員へ周知徹底を図る。
- ・適正化のための指針を整備する。
- ・全職員に対し、適正化のための研修を定期的実施する。

8 本指針の閲覧に関する方針

重要事項説明書及び管理運営規定に定める。

別紙1 (2)

「高齢者虐待防止」の指針

- 介護付有料老人ホームジョイフル・ファミリー観音台は、利用者の尊厳を保持するため利用者に対して虐待をしません。
- 基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有します。

1 虐待の定義

- 1) 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、または招じるおそれのある暴行を加えること。
- 2) 介護・世話の放棄、放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護者以外の同居人による高齢者の身体に暴行、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える行為と言動で放置等養護を著しく怠ること。
- 3) 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。
- 4) 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- 5) 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を受けること。

2 高齢者虐待・不適切ケアの未然防止の取り組み

- 1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- 2) 提供する介護サービスの点検、虐待に繋がる可能性のある不適切なケアの改善への取り組み
- 3) 職員の権利擁護や虐待防止の意識の醸成、認知症ケア等に対する理解を含む高齢者虐待防止に関する研修の実施、教育への取り組み及び職員のメンタルヘルスケアへの取り組み
- 4) 虐待防止委員会(身体拘束等適正化検討委員会と兼ねる)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について全職員へ周知徹底を図る取り組み
- 5) 虐待防止責任者を管理者とし、虐待防担当者生活を生活相談員と定め虐待等の受付から通報、家族等への説明、謝罪、解決策を講じる。

3 虐待発生時の対応

- 1) 虐待の発見及び通報
 - ①職員は利用者、家族等又は職員から虐待の通報があった場合、本指針に沿って対応する。
 - ②虐待等が疑われる場合は、速やかに管理者へ報告する。管理者は関係機関へ報告し速やかな解決に繋げる。
- 2) 虐待に対する職員の責務
 - ①施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めなければならない。
 - ②虐待防止委員会は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者へ報告する。管理者は臨時委員会を開催し関係機関へ報告、通報しなければならない。

別紙 1 (3)

「事故防止に関して」の指針

1. 施設における介護事故防止に関する基本的な考え方

安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、介護・医療による事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は速やかな対応と同様な事故を繰り返さないため、職員が必要な予見知識の習得に努めるとともに組織的に事故防止策に取り組むことにより利用者が安全で快適な生活が営めるよう努める

2. 介護事故防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止に取り組むにあたり「リスク委員会」を設置する

1) 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万一介護事故が発生した場合はその後の経過対応が速やかに行われ、利用者に対し最善の対応を提供できることを目的とする。

2) リスク委員会の構成員

毎年度委員会編成時期に3～4名の職員にて構成するものとする

1名を委員長とし委員会の開催、進行にあたるものとする

3) 委員会の開催及び役割

原則毎月1回開催し、事故報告書、ヒヤリハット報告書の集計を行い介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また集計および検討内容については施設全体会議にて報告し全職員へ周知を図る

なお、管理者が必要と判断した場合臨時委員会を開催する。

3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本指針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や安全管理の徹底を図るため、研修委員会と連携し介護事故発生防止に関する教育、研修を定期的で開催するものとする。

4. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

1) 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供するうえで事故が発生した場合、利用者に対して必要な処置を講ずる等、速やかに適切な事故処理を行う。その際、過失の有無に関わらず利用者及び家族等に誠実な対応を心がける。また事故等に際して採った対応については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある場合は速やかに応じるものとする。また、必要時には関係機関へも報告するものとする。

2) 家族等に対する説明・連絡

あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故等の発生状況について適切な説明が行えるよう努める。

3) 損害賠償

事故等の状況により賠償等の必要性が生じた場合は事業所の加入する損害賠償保険で対応する。

別紙2

「ジョイフル・ファミリー観音台 施設内での重度化した場合における対応に係る指針」

【当施設における看取りケアの基本的考え方】

ご入居者が終末期の生活を決定・実現できるように入居者の望む死に至る過程を最大限に尊重し長年過ごした場所でさいごまでその人らしい生活ができるようにでき得る限りの援助を行う。

全職員は、入居者が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな最期を迎えることができるように、入居者又は家族の支えともなりうる身体的・精神的支援に努める。

また、入居者・家族が充実し納得して生き抜くことができるよう、入居者・家族に対して以下の確認を事前に行い、共通認識のもと看取りケアを実施する。

○主治医や医療機関との医療連携体制

通常時及び入居者様の状態が悪化した場合は、状況に応じて看護師が医療機関（主治医）との連絡・調整を図ります。

○入居者様に対する日常的な健康管理

看護師は入居者様の日常の健康状態を把握するとともに、介護職員への指示・指導を行います。

介護職員は看護師から指示、指導を受け、日常的な健康管理を行ないます。

○急変時における24時間オンコール体制

入居者様に病状等の急変が生じた場合は、看護師が24時間対応します。

○看取りに関する指針

ジョイフル・ファミリー観音台では、入居者様が不治の病に倒れた時や回復がほとんど不可能な状態になった時、自分自身に対して、またご家族や施設職員・医師にこのようにしてほしいという意思や要望をできるだけ反映させたいと考えております。

事前に書面により入居者様及びご家族様から施設での看取りの希望があった場合は、主治医に意見を求め、対応が可能と判断された場合に応じます。対応に当たっては、看護師が主治医との間で医療処置・日常生活管理等について連携をとりながら行います。

○記録の整備

上記の業務に関する記録を入居者様個人別に施設内に保管します。

○入院期間中における施設の居住費や食材費の取り扱い

入居者様にお支払いいただく利用者負担金のうち、入院期間中は家賃、管理費のみお支払いいただき、介護保険の法定利用料、食材費、水光熱費については請求しないものとします。

別紙3

算定加算について

「入居継続支援加算（Ⅰ） ／ 夜間看護体制加算（Ⅰ） ／ 協力医療機関連携加算
退院・退所時連携加算 ／ 退去時情報提供加算 ／ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
個別機能訓練加算（Ⅰ） ／ サービス提供強化加算（Ⅱ） ／ 看取り介護加算（Ⅱ）
若年性認知症受入加算」

●入居継続支援加算（Ⅰ）

医療的ケアを要するものが一定数いる特定施設入所者生活介護等において入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進する。①・②のいずれかに適合し、③・④に適合する

①社会福祉士及びたんの吸引等を必要とする者の占める割合が入居者15%以上であること

②社会福祉士及びたんの吸引等を必要とする者および 1 尿道カテーテル 2在宅酸素療法

3インスリン注射を実施している状態が入居者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること

③介護福祉士の数が、常勤換算方法で入居者の数が6又はその端数を増すごとにⅠ以上である

④人員基準欠如に該当していないこと

●夜間看護体制加算（Ⅰ）

①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること

②夜勤又は宿直を行う看護職員数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること

③重度化した場合における対応指針を定め、入居の際に利用者またはその家族等に対して、当該指針内容を説明し、同意を得ていること

●協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で入居者等の同意を得て当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること

①入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保していること

②高齢施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

●退院・退所時連携加算

病院等の医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合。

（利用開始日から30日間に限る。体験入居を利用した場合はその日数を除く）

●退去時情報提供加算

医療機関へ退所する入居者において、退去後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に1人につき1回に限り算定できる

別紙3

算定加算について

●介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

- ①月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの1／2以上の月額賃金改善）を満たす
- ②月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベア加算相当の2／3以上の新規月額改善）を満たす
- ③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件、賃金体系の整備等、研修の実施等）を満たす
- ④キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たす
- ⑤キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）を満たす
- ⑥キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たす
- ⑦職場環境等要件を満たす

●個別機能訓練加算（Ⅰ）

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。開始時及びその後3月ごとに1回以上、利用者に対して内容の説明、記録された個別機能訓練計画に基づき心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供すること。

入居者に対して多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施する

●サービス提供強化加算（Ⅱ）

常勤換算にて介護職員のうち介護福祉士の割合が介護職員の60%以上配置があること

●看取り介護加算（Ⅱ）

基準に適合する施設において看取り介護をおこなった場合に算定する

- ①医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である
- ②医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、計画に同意をしている者であること
- ③看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求めに応じて随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護について説明を受け、同意したうえで介護を受けている者であること
- ④看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること

●若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症の入居者が入居され、入居者ごとに担当者を定めていること

令和 年 月 日

氏 名